

事務連絡

令和4年9月21日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
事務局

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年農林水産省令第45号）
に係る留意事項について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり畜水産安全管理課長事務連絡がありましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年9月20日

公益社団法人日本獣医師会会長
公益社団法人日本動物病院協会会長
一般社団法人日本小動物獣医師会会長
公益社団法人日本獣医学会理事長
公益社団法人全国農業共済協会会長
農業管理獣医師協会会長
一般社団法人日本養豚開業獣医師協会会長
公益社団法人日本動物用医薬品協会理事長
一般社団法人全国動物薬品器材協会理事長
一般社団法人日本画像医療システム工業会会長

殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年農林水産省令第45号）に係る留意事項について

平素より獣医事行政の推進に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。
このことについて、別添写しのとおり都道府県畜産主務部局宛てお知らせしましたので、御留意いただくとともに、貴会会員への周知方お願いします。

(写)

事務連絡
令和4年9月20日

都道府県畜産主務部局 御中

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（令和4年農林水産省令第45号）に係る留意事項について

令和4年8月1日に公布された「獣医療法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正省令」という。）については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき放射線審議会に諮問し、妥当である旨の答申を得ているところですが、下記の事項について留意すべきとされております。

引き続き、放射線診療従事者等の放射線の防護等について、御指導いただくとともに、貴管下の関係者への周知方をお願いします。

記

改正省令による改正後の獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第8条第1項第1号ニの規定中「0.05 ミリグレイ毎時以下」とあるのは、1時間あたりの累積線量が0.05 ミリグレイ以下という趣旨であること。